

技術管理者証交付のための 申請の手引き

技術管理者証の交付要件については、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項各号で定められています。

技術管理者証交付のための申請手続

1. 交付申請書の入手方法

試験合格者には、合格通知に申請書を同封しますが、郵送による請求およびホームページからダウンロードすることができます。

詳細は、環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/water/dojo/kanri.html> をご覧ください。

2. 交付申請に必要なもの

- ①技術管理者証交付申請書（記入例をご覧ください。）
- ②本籍の記載のある住民票の写し（又は戸籍謄本・抄本、これらに代わる書面。いずれも発行から6ヵ月以内のものに限る。）
- ③技術管理者試験の合格証書（原本）
- ④土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条第1項第2号の規定に適合することを説明した書類

以下のイ～ハのいずれかに該当する者である必要があります。

イ～ハの具体的内容は以下のとおりです。

イ 土壤の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者

■具体的な要件

「土壤の汚染の状況の調査に関する実務経験」とは、我が国において、法第2条第1項及び法施行令第1条で定める特定有害物質を1物質以上含む土壤汚染の調査について、試料採取地点の選定を含む計画の立案、調査の実施、調査結果の評価・取りまとめを一貫して一定の責任を持って行った経験を指します。土壤等の試料の採取や測定・分析といった、調査の作業の一部の経験では、実務経験を有することにはなりません。

なお、調査の作業の一部を他社へ委託した場合でも、上記のとおり、調査の計画立案、調査実施、調査結果の評価・取りまとめを実施責任者として行ったのであれば、実務経験を有することとなります。

「実務経験」は、地下水調査のみ、地質調査のみなど土壤の汚染の状況の調査に関係のない調査は含みません。

「3年以上」とは、申請時において、年1回以上調査を実施した年が3回以上あり、かつ、最初に調査を行った時期から申請日まで3年間以上の期間が経過していることが必要です。つまり、最初に調査を行った時期から1年間を「期間1」、最初に調査を行った時期の1年後から1年間を「期間2」、最初に調査を行った時期の2年後から1年間を「期間3」とした場合、期間1、2、3のそれぞれの期間に別の調査を1回以上行っていることが必要であり、かつ、最初に調査を行った時期から3年以上に申請を行う必要があります。

例えば、図1のパターンA及びパターンBは、調査1、2、3の時期が、それぞれ期間1、2、3であり、申請も最初の調査から3年以上に行われているため「3年以上の実務経験を有する者」に該当します。

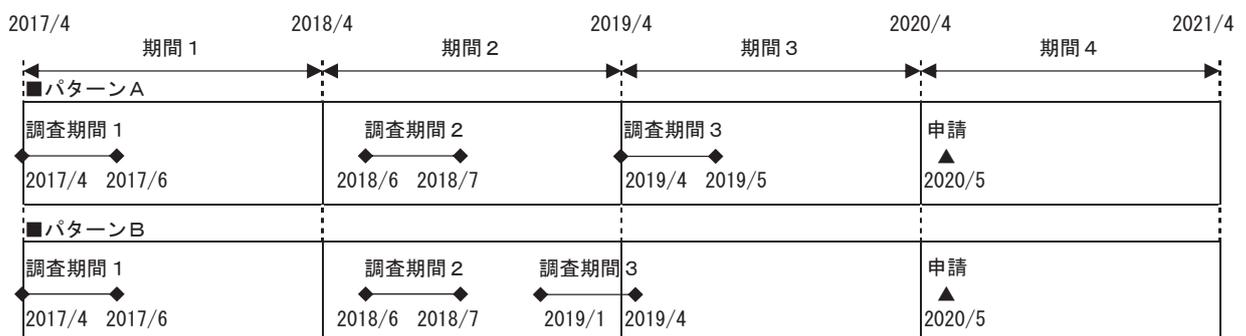


図1

■具体的な証明書類

実務経験証明書（調査を行ったときに申請者が所属していた団体の現在の代表者が証明するものである必要があります。）が必要です。（具体的には、環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/water/dojo/kanri.html> にも Word ファイルを掲載しています。）記入例をご覧ください。

ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者

■具体的な要件

「地質調査業の技術上の管理をつかさどる者」とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による地質調査業者の登録を受けている者が置くものとされている、同規程第3条第1号イ～ハのいずれかの要件に該当する者です。

「建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者」とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの登録を受けている者（登録部門が「地質部門」又は「土質及び基礎部門」であるものに限る。）が置くものとされている、「地質部門」又は「土質及び基礎部門」に係る同規程第3条第1号イ、ロのいずれかの要件に該当する者です。

なお、技術管理者証の申請時に、申請者本人が、実際に地質調査業者又は建設コンサルタントの登録を受けている機関に所属しているかどうかについては問われません。

■具体的な証明書類

| 区分 | 必要となる証明書類 |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地質調査業者登録規程第3条第1号イに該当する者 | 地質調査業者の登録申請書類として国土交通省に提出した技術管理者証明書（地質調査業者登録規程様式第5号）の写し |
| 地質調査業者登録規程第3条第1号ロに該当する者 | 技術管理者認定通知書（国土交通省通知）の写し |
| 地質調査業者登録規程第3条第1号ハに該当する者 | 技術士登録等証明書（原本又は写し） （技術部門が、建設部門（選択科目：「土質及び基礎」）、応用理学部門（選択科目：「地質」）又は総合技術監理部門（選択科目：「建設一般並びに土質及び基礎」又は「応用理学一般及び地質」）のいずれかであるもの） |
| 建設コンサルタント登録規程第3条第1号イに該当する者 | 【建設コンサルタントの登録部門が「地質部門」である場合】 技術士登録等証明書（原本又は写し） （技術部門が、応用理学部門（選択科目：「地質」）又は総合技術監理部門（選択科目：「応用理学一般及び地質」）であるもの） 【建設コンサルタントの登録部門が「土質及び基礎部門」である場合】 技術士登録等証明書（原本又は写し） （技術部門が、建設部門（選択科目：「土質及び基礎」）又は総合技術監理部門（選択科目：「建設一般並びに土質及び基礎」）であるもの） |
| 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者 | 技術管理者認定通知書（国土交通省通知）の写し |

ハ 土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

■具体的な要件

技術士法による第2次試験のうち技術部門を環境部門（選択科目「環境保全計画」又は「環境測定」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている技術士は、本要件に該当する者であると判断することとしています。

これ以外の者としては、例えば、大学の研究機関等で長年にわたり土壌の汚染の状況の調査等について研究した研究者などで、個別の審査により十分な知識及び技術を有すると認められた者については、本要件に該当することとなりますが、申請前に該当の可否を土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局までお問い合わせください。

■具体的な証明書類例

技術士登録等証明書（原本又は写し）

（技術部門が、環境部門（選択科目：「環境保全計画」又は「環境測定」）であるもの）

3. 交付申請費用

収入印紙を申請書にはることにより納付してください。

交付申請手数料：3,500円

4. 交付申請書受付先

下記宛先まで、書留にて郵送してください。郵送以外は受け付けていませんので御注意ください。

〒110-8691 日本郵便株式会社 上野郵便局 郵便私書箱第122号

土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局 技術管理者証の申請受付E係

※封筒表面に朱書きでEと記載ください。

5. 交付申請書受付期間

令和2年1月6日（月）から交付申請書を受け付けています。

1月22日（水）までに申請いただいたものは、2月21日（金）頃までに発送いたします。それ以降は随時受け付けていますが、申請から送付までおおむね1ヶ月半程度要しますので、あらかじめご了承ください。

※技術管理者証の交付申請は、試験に合格した日から3年以内に行わなければ合格証書が無効となりますので御注意ください。

6. 合格証書の再交付

土壤汚染調査技術管理者試験の合格証書の交付を受けた者が合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の申請書に再交付申請手数料（1,250円）分の収入印紙をはるにより納付して申請してください。

申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

【参考】

①技術管理者証の更新

技術管理者証の有効期間は5年です。有効期間の更新を受けたい場合は、有効期間の満了する日の1年前から満了する日までの間に環境大臣が行う講習を受講し、所定の更新手続きを行う必要があります。

講習や手続きに関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

②技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の申請書に再交付申請手数料（1,250円）分の収入印紙をはるにより納付して申請してください。

申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

③技術管理者証の記載事項の変更

技術管理者証の記載事項（本籍地、氏名）に変更が生じた場合は、技術管理者証の書き換え申請をすることができます。

指定の申請書に再交付申請手数料（1,250円）分の収入印紙をはるにより納付して申請してください。

申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

④技術管理者証の記載事項以外の変更

技術管理者証の記載事項以外で連絡先情報（現住所、電話番号等）に変更が生じた場合は、連絡先情報更新届出に必要な事項を御記入の上、運営事務局まで郵送してください。

連絡先情報更新届出書の様式や連絡先情報の変更に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

■申請に関するお問合せ先

土壤汚染調査技術管理者試験 運営事務局

TEL：03-5610-3150

受付時間：10:00～17:00（土・日・祝日を除く）

この手引きは、技術管理者証交付の手续やお問い合わせなどに必要なことが記載してありますので、5年間は大切に保存してください。



◎技術管理者証交付申請書記入例

様式第四（第六条第一項関係）

技術管理者証交付申請書

ふりがなはひらがなで
ご記入ください。

収入印紙
(消印しては
ならない)

交付申請手数料（収入印紙 3,500 円）
をはり付けてください。
収入印紙に消印をしないでください。

ふりがな かんきょう たらう 環境 太郎 生年月日 1987年12月31日生

本籍 〇〇県××市△△△町1丁目2345
番地

住居 郵便番号 1008975 〇〇県××市△△△町1
一2一3 ×××マンション456号
電話番号 03-123-△△△△

技術管理者試験合格証書番号及び合格年月日 第 〇〇〇〇〇〇 号
(20△△年〇〇月××日)

私は、上記の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次のいずれにも該当しないことを誓約します。
1 技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から1年を経過しない者
2 土壌汚染対策法又は同法に基づく処分を違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3 土壌汚染対策法第42条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
上記により、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第6条第1項の技術管理者証の交付を受けたいので申請します。

20△△年△△月〇〇日

環境大臣 殿
氏名 環境 太郎 (印)

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が署名することができる。

戸籍謄本記載の本籍を記載ください。

都道府県名から記入し、番地とマンション・アパート名は1マスあけて、濁点・半濁点は次の枠内にご記入ください。

申請書記入日を西暦でご記入ください。

合格証書の該当箇所を記載ください。
①合格証書右上2桁－5桁の合格証書番号
②合格証書左下 合格年月日

記名押印に代えて本人署名でも可能です。

◎実務経験証明書記入例

実務経験証明書

| | | |
|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 技術管理者の氏名 | 環境 太郎 | |
| 実施した土壌の汚染の状況の調査 | 実施時期 | 調査の内容 |
| | 平成29年2月～平成29年3月 | (株)土壌商事 土壌調査課 主任 千葉県〇〇市宇〇〇における調査の計画の立案・実施(評価含む) 対象物質：トリクロロエチレン、砒素等8物質 |
| | 平成30年4月～平成30年5月 | " " " 神奈川県〇〇市宇〇〇における調査の計画の立案・実施(評価含む) 対象物質：鉛等5物質 |
| | 平成31年1月～平成31年2月 | " " 課長 埼玉県〇〇市宇〇〇における調査の計画の立案・実施(評価含む) 対象物質：ベンゼン、PCB等7物質 |
| ～ 年 月 | | |

上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
証明者 株式会社 土壌商事 代表取締役 土壌 太郎 印

| | |
|--------------------------|-----|
| 証明者と被証明者との関係 | 従業員 |
| 証明を得ることができない場合にあっては、その理由 | |

「調査の内容」欄については、本人の当時の所属企業名、所属部課名、職名、調査の実施場所、本人の業務上の役割、対象物質について具体的かつ正確に把握した上で、必要事項を記載する。
調査を実施した場所については、字名まで記載すること。(番地は不要)
対象物質の記載については、調査の対象となった特定有害物質のうちから、揮発性有機化合物(第1種)、重金属等(第2種)、農薬等(第3種)の区分ごとにそれぞれ代表する1種類の物質名称を挙げるとともに(その他の物質は「等」とする)、調査した物質の総数を示すこと。

技術管理者が移籍等により、複数の団体において実務経験を有する場合には、所属していた団体ごとにそれぞれ本様式により実務経験を証明することが必要。
証明者は、調査を行ったときに技術管理者が所属していた団体の、現在の代表者であることが必要。

「証明者と被証明者との関係」欄は、被証明者が調査を行ったときに所属していた団体の現在の代表者が証明者である場合には、単に「従業員」とのみ記載する。それ以外の場合は、関係について具体的に記載する。

団体の代表者による証明を得ることができない場合(当該団体が解散・破産した等の場合)は、「証明者」欄は空欄のまま、「証明を得ることができない場合にあっては、その理由」欄に理由を具体的に記載する。